

# お知らせ

H22.7.1  
子育て支援課  
(内線3662)

平成21年度の県内の児童虐待相談対応及び  
被措置児童等虐待の状況等について

平成21年度の

県内児童相談所及び市町で対応した児童虐待の対応件数《別紙1》  
県内における被措置児童等虐待の状況等《別紙2》

について取りまとめたので、お知らせします。

## 《別紙 1》

平成 21 年度の愛媛県内児童相談所及び市町で対応した児童虐待の対応件数について

21 年度の本県の児童相談所及び市町で対応した児童虐待の対応件数について、別紙のとおり取りまとめたのでお知らせします。

なお、概要は次のとおりです。

### 記

#### 1 児童相談所における相談対応件数

県内 3 か所の児童相談所において相談対応した件数は、272 件で、前年度の 334 件に比べて 62 件減少（18.6%）した。

虐待の内容別では、

身体的虐待が 133 件（48.9%）で最も多く、次いで、ネグレクトが 84 件（30.9%）、心理的虐待 53 件（19.5%）、性的虐待 2 件（0.7%）となっている。

主たる虐待者別では、

実母 151 件（55.5%）、実父 76 件（27.9%）となっている。

虐待相談の年齢構成別では、

小学生が 114 件（41.9%）、3 歳から学齢前が 46 件（16.9%）、0 歳から 2 歳が 46 件（16.9%）となっている。

一時保護を行った件数は、60 件となっている。

なお、相談対応件数については、平成 20 年度において大幅増の要因となったきょうだい事例が平成 21 年度は減少したことなどから、対前年度比は減少しているものの、「児童虐待の防止等に関する法律」が施行された平成 12 年度以降の 10 カ年度の平均件数（230 件）を上回り、21 年度も依然として高い水準で推移しており、オレンジボンキャンペーン等の積極的な啓発活動に引き続き取り組む必要があると考えている。

#### 2 市町における相談対応件数

県内 20 市町に相談のあった件数は 332 件で、そのうち児童相談所へ送致等せず市町が単独で対応した件数は 152 件で、前年度の 180 件に比べて 28 件減少（15.6%）した。

（市町が単独で対応した 152 件の内訳）

虐待の内容別では、

ネグレクトが 73 件（48.0%）、次いで身体的虐待が 59 件（38.8%）、心理的虐待が 18 件（11.8%）となっている。

主たる虐待者別では、

実母 110 件（72.4%）、実父 27 件（17.8%）となっている。

被虐待児の年齢別では、

小学生が 58 件（38.2%）、3 歳から学齢前が 45 件（29.6%）、0 歳から 2 歳が 31 件（20.4%）となっている。

## 《別紙 2》

### 平成21年度の愛媛県における被措置児童等虐待の状況等 について

児童福祉法第33条の16及び同法施行規則第36条の30に基づき、平成21年度に本県で生じた被措置児童等虐待の状況等について、次のとおり公表します。

#### 記

#### 1 被措置児童等虐待の状況

2 件

県では、施設を訪問し、施設職員及び児童から聞き取り調査を行い、事実を認定した。その調査結果を県社会福祉審議会児童福祉専門分科会措置専門部会に報告し、その意見を踏まえ、いずれの事案についても、施設に対し、虐待防止の徹底、再発防止への具体的取組等を指導した。

#### 2 被措置児童等虐待事案の状況

##### (1) 事案 1

被害児童 男 1 名 (小学生)、女 3 名 (小学生 1 名・中学生 2 名)  
事案概要 社会的養護関係施設の指導員 (1 名) が、児童に対して、注意・指導を行った際に生じた不適切な対応で、身体的虐待及び心理的虐待に該当するものと認定。

##### (2) 事案 2

被害児童 男 2 名 (小学生 1 名・中学生 1 名)、女 1 名 (中学生)  
事案概要 社会的養護関係施設の指導員 (3 名) が、児童に対して、注意・指導を行った際に生じた不適切な対応で、身体的虐待に該当するものと認定。

児童福祉法

**第三十三条の十六** 都道府県知事は、毎年度、被措置児童等虐待の状況、被措置児童等虐待があつた場合に講じた措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

児童福祉法施行規則

**第三十六条の三十** 法第三十三条の十六 の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 次に掲げる被措置児童等虐待があつた施設等の区分に応じ、それぞれに定める施設等の種別
  - イ 小規模住居型児童養育事業及び里親 里親等
  - ロ 乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設 社会的養護関係施設
- 八 知的障害児施設等及び指定医療機関 障害児施設等
- 二 法第十二条の四 に規定する児童を一時保護する施設又は法第三十三条第一項 若しくは第二項 の委託を受けて一時保護を加える者 一時保護施設等
- 二 被措置児童等虐待を行った施設職員等の職種

虐待に関する相談の対応状況

(21.4.1 ~ 22.3.31)

1 一時保護件数(委託含む)

16年度	70
17年度	41
18年度	50
19年度	52
20年度	81
21年度	60

2 対応状況

	児童福祉施設に 入所措置等	継続指導	その他	合計
16年度	45	251	21	317
17年度	23	273	21	317
18年度	20	239	2	261
19年度	30	231	21	282
20年度	49	275	10	334
21年度	19	206	47	272

17年度、継続指導と施設入所の二重対応6件有り  
 18年度、継続指導と施設入所の二重対応3件有り  
 19年度、継続指導と施設入所の二重対応4件有り  
 20年度、継続指導と施設入所の二重対応15件有り

3 相談経路

	家族	親戚	近隣・知 人	児童本 人	福祉事 務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉 施設等	警察等	学校等	その他	計
16年度	55	5	61	3	51	3	12	22	13	39	40	13	317
17年度	34	18	56	1	50	16	13	10	20	31	38	24	311
18年度	23	16	51	1	47	2	0	11	8	37	27	35	258
19年度	28	11	61	2	37	7	0	8	10	49	33	32	278
20年度	40	7	42	7	40	3	0	27	21	69	29	34	319
21年度	18	19	41	2	28	7	2	13	4	88	28	22	272

4 主な虐待者

	実父	義父	実母	義母	その他	計
16年度	66	16	209	1	25	317
17年度	76	7	198	1	29	311
18年度	63	12	161	7	15	258
19年度	73	11	176	2	16	278
20年度	75	15	208	6	15	319
21年度	76	26	151	2	17	272

5 被虐待児の年齢・相談種別

	身体的 虐待	ネグレ クト	性的虐 待	心理的 虐待	合計	
0～2歳	16年度	22	21	1	25	69
	17年度	17	16	0	22	55
	18年度	15	20	0	16	51
	19年度	14	27	0	16	57
	20年度	24	24	3	6	57
	21年度	28	8	0	10	46
	3歳以上 (学齢前 児童)	16年度	24	23	0	18
17年度		18	25	0	37	80
18年度		17	21	0	18	56
19年度		19	31	0	20	70
20年度		34	22	3	18	77
21年度		20	13	0	13	46
6～12歳 (小学生)	16年度	60	54	1	36	151
	17年度	55	53	1	24	133
	18年度	35	47	2	23	107
	19年度	49	48	0	16	113
	20年度	37	57	6	22	122
	21年度	51	38	2	23	114
13～15歳 (中学生)	16年度	8	9	1	3	21
	17年度	20	7	2	8	37
	18年度	9	13	1	9	32
	19年度	8	15	0	4	27
	20年度	22	16	6	4	48
	21年度	26	18	0	5	49
16～18歳 (高校生)	16年度	5	3	1	2	11
	17年度	1	4	1	0	6
	18年度	7	3	0	2	12
	19年度	9	1	1	0	11
	20年度	10	3	2	0	15
	21年度	8	7	0	2	17
合計	16年度	119	110	4	84	317
	17年度	111	105	4	91	311
	18年度	83	104	3	68	258
	19年度	99	122	1	56	278
	20年度	127	122	20	50	319
	21年度	133	84	2	53	272

92件  
(33.8%)

6 児童相談所別対応件数

児童	件数	
中央 児童 相談 所相	16年度	243
	17年度	216
	18年度	154
	19年度	172
	20年度	142
	21年度	137
	東予 児童 相談 所相	16年度
17年度		48
18年度		66
19年度		68
20年度		108
21年度		99
南予 児童 相談 所相	16年度	24
	17年度	53
	18年度	41
	19年度	42
	20年度	84
	21年度	36
合計	16年度	317
	17年度	317
	18年度	261
	19年度	282
	20年度	334
	21年度	272

7 養護相談のうち虐待に関する相談対応件数(福祉行政報告例)

年度	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
全国	1,961	2,722	4,102	5,352	6,932	11,631	17,725	23,274	23,738	26,620	33,408	34,472	37,323	40,639	42,664	44,210
本県	14	7	7	7	16	93	98	112	124	180	317	317	261	282	334	272

平成21年度分の市町児童虐待相談受付対応状況

	児 童 虐 待 相 談	左の相談経路		等左記Cのうち児童相談所へ通報 (市町単独で対応した件数)	D欄の内訳 虐待の内容				D欄の内訳 主な虐待者					D欄の内訳 被虐待児の年齢別																		
		児 童 相 談 所	児 童 相 談 所 外		身 体 的 虐 待	ネ グ レ ク ト	性 的 虐 待	心 理 的 虐 待	実 父	義 父	実 母	義 母	そ の 他	0 歳	(3 学 齡 前 児 童)		(6 小 学 生 <sup>1</sup> <sub>2</sub> )		(1 中 学 生 <sup>1</sup> <sub>5</sub> )		(1 高 校 生 <sup>1</sup> <sub>8</sub> )											
															A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R
松山市	89	27	62	61	22	26	1	12	14	2	43	0	2	12	21	24	1	3														
今治市	42	11	31	17	3	12	0	2	4	2	11	0	0	3	4	4	5	1														
宇和島市	24	8	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0														
八幡浜市	32	0	32	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0														
新居浜市	36	18	18	12	6	6	0	0	0	0	12	0	0	5	6	1	0	0														
西条市	12	0	12	8	0	5	0	3	0	0	6	0	2	1	2	4	1	0														
大洲市	15	1	14	14	13	1	0	0	4	0	9	0	1	1	3	9	1	0														
伊予市	10	0	10	10	3	7	0	0	1	1	8	0	0	3	3	3	0	1														
四国中央市	25	3	22	8	7	1	0	0	1	0	5	0	2	2	0	5	1	0														
西予市	14	9	5	4	3	0	0	1	2	0	0	0	2	1	1	0	2	0														
東温市	17	4	13	13	0	13	0	0	0	0	13	0	0	3	3	7	0	0														
上島町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0														
久万高原町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0														
松前町	5	0	5	4	1	2	1	0	1	0	3	0	0	0	2	1	0	1														
砥部町	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0														
内子町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0														
伊方町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0														
鬼北町	1	0	1	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0														
松野町	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0														
愛南町	6	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0														
合計	332	82	250	152	59	73	2	18	27	6	110	0	9	31	45	58	12	6														
(参考)20年度合計	320	76	244	180	54	107	0	19	20	7	138	7	8	33	46	72	21	8														